

ご存じですか？

住宅改修費 福祉用具購入費 の支給サービス

介護が必要なかたにとって、家の中のわずかな段差や手すりのない廊下が、移動の妨げや転倒の原因となることがあります。住宅改修により、段差を解消したり、手すりを取り付けたりすることとは、転倒事故を未然に防ぐとともに、移動しやすくなることで、介護を必要とするかたの自立した日常生活を助け、介護する人の負担を軽減することにもなります。

また、同様に福祉用具を上手に活用することによって、介護を必要とするかたも自立した日常生活を行うことが可能となります。

「介護保険」では、「住宅改修費」や福祉用具購入費の支給サービスを行い、要介護または要支援と認定された人が、住みなれた自宅等で自立した日常生活を行うためのお手伝いをしています。

住宅改修費の 支給サービス

住宅改修費は、在宅の要介護者等が住んでいる住宅について、ご本人の心身の状態、住宅の状況等

を勘案して必要と認められる場合に限り支給されます。

心身の機能が低下している高齢者等の自宅での生活支援や、家庭で介護する人の負担軽減のために、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合は、その費用の9割相当額が住宅改修費として支給されます。支給限度基準額は改修時に住んでいる住宅につき20万円です。

支給対象となる住宅 改修

手すりの取り付け 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。

取り付け工事の伴わない床置きや、便器を囲んで置いて使用する手すりは「福祉用具の貸与」の対象となります。

段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するために、敷居を

低くしたりスロープを設置するなどの改修です。

取り付け工事を伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

滑り防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更、居室を畳敷きから床張りやビニール系床材等に変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい路盤材への変更など。

引き戸などへの扉の取り替え 開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。

自動ドアにした場合は、動力部分の費用は保険給付の対象となりません。

洋式便器などへの便器の取り替え 和式便器を洋式便器に取り替える場合。

据え置き型の腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

の改修に伴って必要となる

次の付帯工事も支給対象となります。

- 手すり取り付けのための壁の下の補強
- 床材の変更のための下地の補修や通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取り替えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事（水洗化にかかるものを除く）など

福祉用具購入費の 支給サービス

福祉用具購入費は、在宅の要介護者等の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給されます。

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合は、その購入にかかった費用の9割相当額が福祉用具購入費として支給されます。支給限度基準額は1年間に10万円までです。ただし、同一品目については、原則として複数支給できません。

